

1. 給与支払報告書（個人別明細書）の作成について

・必ず令和7年度の様式を使用してください。

・年の途中に退職した人（短期就労・臨時・パート等含む）も、給与支払報告書の提出対象者です。

・自社プリンターにて給与支払報告書を印刷する際は、数値等の桁ずれに特に注意してください。

※印字位置が不明確なときは、再提出をお願いする場合があります。

・令和7年1月1日現在の住民登録地を必ずご確認いただき、該当する市区町村へ提出してください。

【記載に当たっての留意点】※「記入例」の①～⑯参照

- ① **個人番号** 給与の支払を受ける方の個人番号を記載してください。（源泉徴収票には記載しません。）
 - ② **住所** 令和7年1月1日現在の住所を本人に確認し、番地、方書まで詳細に記入してください。
 - ③ **氏名** 必ず「フリガナ」をつけ、正確に記入してください。
 - ④ **源泉徴収税額** 算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を差し引いた後の額に、復興特別所得税額を加算して記入してください。
 - ⑤ **控除対象扶養親族の数** ※人数の記入がない場合、⑬で氏名等が記入されていても控除対象となりません。
[特定]特定扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）の人数
[老人]老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ）全員の人数と、そのうちの同居直系尊属の人数（内数）
[その他]配偶者、特定、老人および16歳未満の扶養親族を除いた一般扶養親族の人数
[16歳未満扶養親族]16歳未満の扶養親族（平成21年1月2日以後生まれ）の人数 ※扶養控除対象外
 - ⑥ **障害者の数**
[特別]特別障害者の人数と、そのうちの同居を常としている方の人数（内数） ※16歳未満含む
[その他]特別障害者以外の障害者の人数
 - ⑦ **社会保険料控除等の金額** 小規模企業共済等掛金がある場合は、金額を上段に内書きしてください。
 - ⑧ **住宅借入金等特別控除の額** 算出所得税額から差し引いた住宅借入金等特別控除の額を記入してください。
 - ⑨ **生命保険料・地震保険料の金額内訳** 「給与所得者の保険料控除申告書」を基に、「新」「旧」の区分誤りがないよう令和6年中の支払金額を必ず転記してください（市県民税の算出に必要です）。※算出控除額ではありません。
 - ⑩ **住宅借入金等特別控除適用数** 年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、その適用数。
居住開始年月日 居住開始年月日を和暦で必ず記入してください。
住宅借入金等特別控除区分 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。
住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
- ※当該住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合は「(特)」を、「特別特定取得」に該当する場合は「(特特)」を「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」付記してください（例：「住(特)」、「住(特特)」、「住(特特特)」）
- ⑪ **配偶者の合計所得** 収入ではなく所得を記入してください。
 - ⑫ **国民年金保険料等の金額** 社会保険料等の金額のうち、給与から天引きしていない分を記入してください。
 - ⑬ **控除対象配偶者、扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号**を記入してください。
 - ⑭ **受給者生年月日** 個人の特定に重要ですので、必ず正確に記入してください。
 - ⑮ 支払者の**個人番号又は法人番号**を記入してください。個人番号の場合は左端を空欄にしてください。
 - ⑯ **摘要欄**
 - ・⑬の扶養親族が5名以上いる場合、5人目以降の氏名を記入 ※16歳未満は氏名の後に「(年少)」を付記
 - ・前職合算給与がある場合、支払者、所在地、退職日、合算した給与支払額、社会保険料、源泉徴収額を記入
 - ・例外的に普通徴収とする場合は、該当する符号（普A～普F）を記入 【別紙参照】
 - ・同一生計配偶者を有する場合、氏名を記入 ※氏名の後に「(同配)」を付記（例：「千曲 花子(同配)」）

※「留意点」の①～⑯参照

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

(市区町村提出用)

(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。